

平成29年度事業計画(案)

〔高齢化の現状〕

我が国は総人口が減少する中、世界に類を見ない速さで超高齢化社会が進行しています。平成26年10月1日現在の人口推計では、総人口は1億2708万人で、前年に比べ21万5千人の減少となっています。

65歳以上人口は3300万人で、前年に比べ110万2千人の増加となり、総人口に占める割合は26.0%、4人に1人が高齢者となっています。

〔今後の動向〕

我が国は、少子高齢化という構造的な問題があり、日本の総人口は平成20年を境に減少局面に入りました。このままでは、約100年後には5000万人を切る事が推計されている。

こうした少子高齢化の進行が労働力人口の減少のみならず、経済規模の縮小や生活水準の低下を招くことが予想されています。

〔シルバー人材センターの役割〕

このように労働力人口の減少が懸念される中で、日本には元気で就労の意欲にあふれ、豊かな経験と知識を持っている高齢者がたくさんおられます。

他方、高齢者の7割近くが65歳を超えても働きたいと願っているのに対して、実際に働いている人は2割にとどまっています。

こうした状況を踏まえ、高齢者の就労意欲を吸い上げるためには、地域に密着したシルバー人材センターの果たす役割は、ますます重要となっています。

〔重点課題の克服〕

センターの目的である高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図るためには、会員、役員及び事務局が一丸となって事業を推進する必要があります。

センターの重要課題である就業開拓と会員拡大については、地域班が中心となってボランティア活動等を積極的に行い、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を実施してまいります。

また、安全就業については、シルバー事業の最優先課題であり、安全パトロール等を実施し、事故ゼロを目指して引き続き取り組んでまいります。

これら多くの課題を克服するため、以下の基本方針により、平成29年度事業を実施してまいります。

1. 基本方針

- (1) 事業運営基盤の強化
- (2) 普及啓発活動の推進
- (3) 就業機会の確保・拡大
- (4) 会員の拡大
- (5) 安全・適正就業の推進
- (6) 派遣事業の推進
- (7) 関係行政機関・諸団体との連携

2. 事業目標

会員数	1,250	人
受注件数	4,500	件
就業延人員	130,000	人日
契約金額	500,000	千円
就業率	90.0	%

3. 事業実施計画

(1) 事業運営基盤の強化

事務局体制の充実のため、適正な職員配置に努めるとともに、研修会等への参加により職員の資質向上を図り、事務の効率化を進めます。また会員の登用による事務局運営参加を継続します。

就業開拓と会員拡大により、安定的な自主財源の確保を図るとともに、新規事業の開拓により、国の補助金を活用する方策を検討して、健全な財政基盤の強化に努めます。

公益法人会計については、定期的に会計事務所による業務監査を実施するとともに、上半期と下半期に監事による会計監査を実施してチェック機能の強化に努めます。

(2) 普及啓発活動の推進

一般家庭及び事業所等に対してシルバー事業の役割とその成果などを理解していただくため、普及啓発活動を積極的に展開します。

10月のシルバー事業啓発月間に合わせて、地域班が中心となって大規模店舗や地区公民館等において、シルバー事業の趣旨・目的への理解と協力を求め

る啓発活動を実施します。

また、市広報誌への掲載や様々な広報媒体による情報提供を心掛けます。

(3) 就業機会の確保・拡大

各地域班に配置した就業開拓推進員が、毎月一般家庭や事業所を訪問し、チラシ・案フレットを配布するなどの広報活動を実施し、就業機会の拡大に努めます。

平成29年度から実施される岸和田市介護保険新総合事業における生活援助サービスに参入することにより、女性会員の就業機会の拡大を図ります。

また、会員の新たな就業機会を自ら確保・拡大するため、自主的・自立的運営が可能な独自事業を研究してまいります。

(4) 会員の拡大

岸和田市在住の60歳以上で働くことを通じて、生きがいの充実や社会参加を希望する健康で働く意欲のある人を対象に入会説明会を毎月開催します。

新規入会者には、希望職種や知識・技能の取得状況を的確に把握し、適材適所な就業機会を提供するように努めます。

未就業会員の退会を減少させるため、グループ就業やローテーション就業とするなどワークシェアリングを推進し、公平な就業機会を提供できるよう努めます。

(5) 安全・適正就業の推進

安全就業については、シルバー事業の最優先課題であり、安全パトロールを継続的に実施して会員の意識高揚を推進し、会員自ら健康管理、体力作りなど自助努力するよう日頃から事故防止、「同じ事故は繰り返さない」の意識高揚を図る啓発に取り組みます。

適正就業については、「適正就業に関する要綱」に基づき、発注者・会員の協力と理解を得ながら、ワークシェアリングを推し進め、会員に適正かつ公平に就業機会を提供します。

また、受注にあたっては、トラブルを防止するため、適正な見積りに基づく契約書類を作成するようにします。

(6) 派遣事業の推進

地域における就業ニーズに応えるべく、発注者の希望する就業内容を精査し、派遣事業に相応しいものについては、積極的にシルバー派遣を提供するものと

する。

現在、請負事業で実施している受注についても、「適正就業ガイドライン」に基づき就業内容を精査し、指揮命令が発生する可能性があるものについては、派遣事業への移行を発注者に働きかけるものとする。

(7) 関係行政機関・諸団体との連携

シルバー人材センターは、公共性・公益性の高い団体であり、行政の支援（補助金の交付、施設の提供、公共事業の発注等）が不可欠である。

シルバー事業の所管である福祉・労働部門はもちろん、市当局の様々な部署と情報交換し、市が実施する新たな事業については、積極的に参入の可能性を打診するものとする。

全国シルバー人材センター事業協会、大阪府シルバー人材センター及び府内各市町シルバー人材センターと緊密に連携を図り、事業運営へ指導・助言、情報交換を求めるものとする。